

【年末調整Q & A】

Q 1. 年末調整とはなんですか？

A 1. 月々の給与から差し引かれている所得税の1年分の合計額と、その年の所得に対して課税されるべき正しい税額との過不足を清算するために行う手続です。

- ・ 年末調整・・・給与を支給している会社が行います
- ・ 確定申告・・・所轄税務署にて個人で行います

Q 2. 所得とはなんですか？

所得＝年収－所得控除額

詳しい計算方法は「給与所得者の基礎控除申告書」の裏面をご覧ください。

Q 3. 書類の提出が期限に間に合いそうにない場合はどうしたらいいですか？

A 3. 短期間に多くのスタッフの対応をしており、外部委託先の期限もございますので、提出期限の厳守にご協力ください。書類の提出は強制ではありません。期限に間に合わない場合は年末調整を行うことはできませんので、ご自身で確定申告を行ってください。

Q 4. 申告書に添付しなければならない証明書を添付し忘れてしまいました。

追加で提出しても良いですか？

A 4. いいえ。年末調整計算処理の安全性と確実性から追加では受付できません。

必要な提出書類が揃っていない方は年末調整できませんので、所轄の税務署にてご自身で確定申告を行ってください。

Q 5. 申告する保険料がありません。「保険料控除申告書」を提出する必要はありますか？

A 5. はい。申告する保険料がない方も、氏名・住所を記入の上、提出をお願いします。

Q 6. 扶養している親族はいません。「扶養控除等（異動）申告書」を提出する必要はありますか？

A 6. はい。扶養親族の有無に関わらず、氏名・住所を記入の上、提出をお願いします。

Q 7. 自分自身が扶養に入っていますが、年末調整をする必要はありますか？

A 7. はい。扶養枠内であっても、ご自身の給与収入に対する所得税を納める必要があるため、年末調整が必要です。但し、配偶者控除やお子さんの扶養控除は、夫婦どちらか一方しか受けられませんので、重複しないようご注意ください。

Q 8. 配偶者とはなんですか？

A 8. ご自身と婚姻関係にある人のことで、夫や妻のことを指します。

内縁の妻など、事実婚の相手は民法の規定による配偶者ではありません。

Q 9. 非居住者である親族とはなんですか？

A 9. 国内に住所を有せず、かつ現在まで引き続いて1年未満しか国内に滞在していない人です。

Q 10. 前職の源泉徴収票や保険料の控除証明書は写しでも良いですか？

A 10. いいえ。二重控除を防ぐために、写しではなく原本の提出をお願いします。

Q11. 「保険料控除申告書」の書き方がわかりません。

控除証明書を添付すれば年末調整できますか？

A11. いいえ。申告書の代筆は行っておりませんので、ご自身で記入をお願いします。
書き方については、QRコード、所轄の税務署や国税局電話相談センターをご利用ください。

Q12. 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書を持っています。

年末調整に合算できますか？

A12. 保険の外交員報酬等の支払調書は、給与収入として合算して年末調整を行うことはできません。ご自身で確定申告を行ってください。

Q13. 退職所得の源泉徴収票を持っています。提出しても良いですか？

Q13. いいえ。退職所得は年末調整に含めることはできません。

Q14. 年金を受給しています。年末調整はできますか？

Q14. 年金収入は、給与収入として合算して年末調整を行うことはできません。
年金が400万を超える方、年金が400万以下でも公的年金以外の所得が20万を超える方は、所轄の税務署にてご自身で確定申告を行ってください。
詳しくは、所轄の税務署や国税局電話相談センターへお問い合わせください。

Q15. 住宅控除を受けるにはどうしたらよいですか？

Q15. 「住宅借入金等特別控除申告書」と「年末残高等証明書」をもれなくご自身で記入の上、ご提出ください。平成30年以前に居住した方で連帯債務者がいる場合、負担割合のわかる書類（登記申請書等）もあわせてご提出の上、控除申告書の備考欄に連帯債務者について記入してください。

※令和5年1月1日以降に取得した住宅については残高証明書の添付は不要です。

【記載例】私は、連帯債務者として、住宅借入金等の残高30,000,000のうち15,000,000を負担することとしています。

宮崎市〇〇〇1-2-3 宮崎花子 勤務先：宮崎市〇〇〇4-5 株式会社△△△

初年度は年末調整での申告はできませんので、確定申告を行ってください。

Q16. 年末調整を希望しません。何か手続きは必要ですか？

A16. 今回の年末調整でご提出いただく書類はございません。

Q17. 還付金はいつ振り込まれますか？

A17. 翌年1月支給分の給与と合算して振込みとなります。
還付ではなく追徴になる方もいらっしゃいますのでご注意ください。

Q18. 源泉徴収票はいつ配布されますか？

A18. 翌年1月下旬から2月上旬にかけて、一斉に郵送いたします。
多くのスタッフの源泉徴収票を作成から市町村への届出、郵送まで一斉に行いますので、個別の対応はいたしかねます。ご了承ください。